

消 防 特 第 198 号  
令和 5 年 10 月 27 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

広域共同防災組織を設置することができる区域の変更に係る  
防災体制について (通知)

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 309 号) 及び石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (令和 5 年政令第 310 号) が本日公布され、令和 5 年 10 月 28 日に広域共同防災組織を設置することができる区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、広域共同防災組織を設置することができる区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第三百九号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第三第五地区の項中「、第二十号及び第三十一号」を「及び第二十号」に改める。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

## 理由

広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第五地区について区域の縮小を行う必要があるからである。



改正案								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
(略)	(略)	区域令別表第十九号及び第二十号に掲げる地区の区域	(略)	(略)	(略)	(略)	区域	区域令別表第三十二号、第三十五号及び第三十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、 <u>第二十号及び第三十一号</u> に掲げる地区の区域	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域

政令第三百十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和四年四月一日」を「令和五年四月一日」に改める。

別表中第三十二号を削り、第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の二を第七号とし、同表第三十七号中「春日出南三丁目、」を削り、「春日出中三丁目」の下に「春日出南三丁目」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同表第三地区の項中「第十二号から第十四号まで」を「第十三号から第十五号まで」に改め、同表第四地区の項中「第十五号及び第十六号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同表第五地区の項中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同表第六地区の項中「第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号」を「第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号」に改め、同表第七地区の項中「第三十二号、」を削る。



## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、渥美地区についてその指定を解除するとともに、大阪北港地区について区域の縮小を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文	
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）	2

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和五年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～六 (略) 七 (略) 八～三十一 (略) 三十二 (略) (削る)</p> <p>三十三～三十六 (略) 三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区 島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区西島五丁目、春日出中三丁目、春日出南三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～七十四 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和四年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一～六 (略) 六の二 (略) 七～三十 (略) 三十一 (略) 三十二 渥美地区 愛知県田原市小中山町立馬崎、久工森及び一膳松の区域のうち主務大臣の定める区域 三十三～三十六 (略) 三十七 大阪北港地区 大阪府大阪市此花区春日出南三丁目、島屋四丁目、北港一丁目、北港二丁目、梅町一丁目及び梅町二丁目の区域 同区西島五丁目、春日出中三丁目、島屋一丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、島屋六丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 三十八～七十四 (略)</p>



区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区 第十二地	区 第十一地	第十地区	第九地区	第八地区
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域